

# 保険募集時における 業法改正対応

自分の身は自分で守る時代です！



一般社団法人 埼玉県損害保険代理業協会  
新風会実行委員会

平成29年6月16日

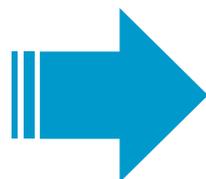
■ ■ 本日のキーワードは、



契約者からの被害申立て等に対する

# 『自己防衛の**必要性**』

何故？



**保険代理業は**、お客様から損害賠償を求められて、訴訟に発展するケースが潜在的にある業種である！！

## ■ 保険募集に関する禁止行為 ①

保険業法 第300条第1項1号

怖いのは、

**「つい、うっかり」  
でも、損害賠償リスク！！**

禁止行為とみなされた場合、それが、「つい、うっかり」の場合であったとしても、保険業法に抵触したとして、損害賠償を生じさせてしまうという事になります。

しかも、実態ベースでは代理店が損害賠償を請求されるケースの約9割がこの保険業法を根拠にしたものになっており、残る1割弱は民法を根拠にした損害賠償請求になっております。

## ■ ■ 保険募集に関する禁止行為 ②

保険業法 第300条第1項第5号

# 「いつもお世話になっている」から… 特別利益の提供の禁止！！

保険募集人は、保険契約の締結又は保険募集に関して保険契約者又は被保険者に対して、保険料の割引、割戻しその他の特別の利益の提供を約し又は提供してはならない。

今回の保険業法改正で、ビール券やQUOカードなどの実質的に金銭と同じ経済的価値を有する場合は、「特別利益の提供」と評される事になりました！  
ノベルティー規制を確認しましょう！（通販の割引は？）

# ■ ■ もう一度確認しよう保険募集の手順！

## STEP 1：対面前にする事

<募集人の権限等の説明> 保険募集を行う際には、予め、募集人の権限等に関してご説明を行う。

<意向把握> お客様の抱えるリスクならびに保険手配に関する主なご意向・情報をお伺いし、適切な保険商品を選定・提案を行う。

## STEP 2：対面時にする事

<意向把握> お客様の抱えるリスクならびに保険手配に関する主なご意向・情報をお伺いし、適切な保険商品を選定・提案を行う。

<推奨販売> 複数の保険会社の中から特定の商品を推奨する場合は、その推奨理由などをご説明を行う。  
なお、当社の推奨方針は別途ご案内いたします。

<比較説明> 複数の保険会社の商品を提案する場合は、必要に応じて、提案する全ての商品の比較事項を適切に説明する。

<商品説明> お客様のご意向・情報に基づいてご提案した商品が、お客様のご意向とどのように対応しているか、分かりやすく説明する。

<重要事項説明> 「重要事項説明書」等を用いて、ご提案した商品の「契約概要」「注意喚起情報」「その他参考情報」をご説明する。また、お客様が既に加入されている他の保険契約に同種の特約が付帯されていないか、確認する。

<告知受領> 告知をいただく項目の内容および告知の重要性をお客様にご説明のうえ、正しい告知を受領する。

<意向確認> ご契約される内容が、それまでに把握されたお客様のご意向に沿っているか、最終確認を行う。

<契約締結> 申込書の所定の欄に署名（または記名）・押印をしていただく。

## STEP 3：契約後、その他

<保険料の領収・申込書写等の交付> 保険会社所定の方法により、保険料を領収し、お客様控等を交付する。

## ■ ■ どんな自己防衛を代理店として行っていますか？

### ① 取扱保険会社のコンプライアンスH Bを熟読する！

しっかり読み込んでますか？

### ② 代理店独自の防衛をしていますか？（参考資料参照）

言った！言わない！では、代理店は負けます！しっかりとした証拠が必要です。

### ③ 他社商品の説明も出来ますか？

ここが代協のメリット！他社商品は他社代理店に聞け！懇親会の理由はココにあり！！

### ④ それでも、求償されたらどうする？

これも代協に所属しているメリットの一つ！『代理店賠償』

### ⑤ プロとして常に勉強してますか？

この新風会もその一つ。その他トータルプランナー取得や周辺知識に関心を持って取り組む必要があります。

# 参考：保険募集に係わる損害賠償請求裁判例

■ 保険会社及び代理店の責任とされた判決（保険業法 300 条・283 条により）

判決日	裁判所	保険種目	原因となった募集行為	判決
H13.10.4	大阪高裁	自動車	更改申込書の保険料誤記 おすすりめ契約車両保険なし	認める(保険料の6割)
H14.11.6	名古屋地裁	店総	重要事項の告知義務違反(誤った説明)	認める(控訴⇒和解)
H15.12.9	最高裁	火災	免責条項、地震保険説明義務違反 (阪神淡路大震災)	否認(大阪高裁認める)

■ 代理店の責任とされた判決（民法 1 条により「信義誠実の原則」）

判決日	裁判所	保険種目	原因となった募集行為	判決
H6.3.11	東京地裁	自動車	満期更改契約締結 保険料未収 督促せず	20%の過失(110万円)
H8.8.22	松山地裁	店総・利益	満期案内はしたが、保険会社の引受け 不可の連絡はせず、満期日以降も放置	20%の過失(120万円)
H8.9.5	前橋地裁	火災	満期案内はしたが、更改確認なし	20%の過失(200万円)